

岩沼市介護給付費財政調整基金条例の一部を改正する条例

岩沼市介護給付費財政調整基金条例（平成12年条例第11号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

岩沼市介護保険事業財政調整基金条例

第1条中「介護給付事業」を「介護保険事業」に、「岩沼市介護給付費財政調整基金」を「岩沼市介護保険事業財政調整基金」に改める。

第6条第1号中「介護給付事業」を「介護保険事業」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。